

## 白浜町農業委員会議事録

1. 招集日時 令和3年12月3日(金)午後1時30分

2. 開 会 令和3年12月3日(金)午後1時30分

3. 開 議 令和3年12月3日(金)午後1時30分

4. 閉 会 令和3年12月3日(金)午後2時26分

5. 委員定数 14名

6. 会議に出席した委員は次のとおりである。

1番 尾崎 義治	2番 市川 博	3番 本田 勉	4番 後呂 豊
5番 栗栖 一	6番 木戸 孝	7番 鈴木 隆文	8番 藤原 久恵
9番 南 喜久治	10番 小野 真一	11番 清水 哲治	12番 杉谷 孫司
13番 柏木 彰文	14番 楠本 徹男		

7. 会議に欠席した委員は次のとおりである。

8. 職務で会議に出席したものの職氏名は次のとおりである。

局 長 古守 繁行	係 長 榎本 隆司	主 事 大平 真也	主 事 宮山 蓮
-----------	-----------	-----------	----------

9. 議事日程

## 議題

報告第12号	農地の形状変更について	1件
報告第13号	農地法第4条第1項ただし書の規定による届出について	1件
議案第40号	国土調査法に基づく地籍調査にかかる地目の認定について	1件
議案第41号	農地法第3条の規定による許可について	4件
議案第42号	農地法第5条の規定による許可について	1件
議案第43号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について	3件

## 10. 会議に付した事件 議事日程のとおり

## 11. 会議の経過 会長が議長席に着き、開会を告げ、議事日程を報告した。

局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から12月の農業委員会を開催させていただきたいと思っております。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきます。本日の会議に際して、白浜・西富田地区、北富田地区、富田地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、川添地区の推進委員さんが出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。4番の後呂 豊委員と11番の清水 哲治委員を本日の議事録署名委員に指名致します。よろしくお願い致します。

## 4番委員

11番委員 はい。

議長            それでは、早速でございますが、議題に入らせていただきます。報告第12号 農地の形状変更について、事務局より報告願います。

事務局            はい。報告第12号 農地の形状変更についてご報告いたします。議案書の1ページをお願いいたします。対象地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は449㎡です。申請人は、〇〇の〇〇さん80歳です。80cmの農地の嵩上げです。理由は、鳥獣害の影響で田にならず、嵩上げをして野菜や果実を作りたく、届け出ましたとのこと。以上、ご報告いたします。

議長            事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員            意見なし。

議長            ご意見ご質問がないようですので、報告第12号につきましては、専決処分の報告とさせていただきます。続きまして、報告第13号 農地法第4条第1項ただし書の規定による届出について、事務局より報告願います。

事務局            はい、報告第13号 農地法第4条第1項ただし書の規定による届出についてご報告いたします。議案書の2ページをお願いいたします。対象地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は3,393㎡の内45.38㎡です。届出人は、〇〇の〇〇さん38歳です。農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する2アール未満の農業用倉庫用地として利用します。農機具及び資材の置場として利用したく、届け出ましたとのこと。以上、報告いたします。

議長            事務局からの報告を終わります。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員            意見なし。

議長           ありがとうございます。ご質問等がないようですので、報告第13号につきましては、専決処分の報告とさせていただきます。続きまして議案第40号 国土調査法に基づく地籍調査にかかる地目の認定について上程いたします。地籍調査室から説明願います。

地籍調査室    ～国土調査法に基づく地籍調査にかかる地目の認定について～

議長           地籍調査室より説明がありました。現地調査をしていただいた委員さんにご意見をお伺いしたいと思います。〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区でございます。〇〇地区につきましては、〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員       異議ありません。

議長           〇〇地区につきましては、〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員       11月16日に関係者を集めて検討会を開きました。地籍調査で本人立会のうえ、県の検査もあることから、問題ないと判断いたしました。

議長           〇〇地区につきましては、〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員       11月22日に検討しました。検討の結果、異議ありません。

議長           〇〇地区につきましては、〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員       11月24日に確認しました。異議ありません。

議長 　　他の委員さん方、ご意見ございませんか。

全員 　　異議なし。

議長 　　ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第40号につきましては、承認することに決定致します。それでは、地籍調査室に退席していただきます。～ 地籍調査室 退席 ～続きまして、議案第41号 農地法第3条の規定による許可について上程致します。事務局より説明願います。

事務局 　　はい。議案第41号 農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。1番につきましてご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、〇〇で、地目はいずれも、台帳、現況ともに田、面積はそれぞれ、782㎡、782㎡の、合計1,564㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん80歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん59歳です。申請理由は、譲受人においては、現在耕作している農地に近く、効率的に利用できると考え、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、以前より耕作してきたが、面積が広く、今後有効利用ができない可能性を考え、本申請に至りましたとのことです。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、6,945㎡となります。

　　続きまして、2番につきましてご説明いたします。議案書の6ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳が田、現況が畑、面積は1,791㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さん79歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん71歳です。申請理由は、譲受人においては、農地を確保し、生活の安定を図りたいと考え、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、自身で耕作することが負担となり、売却したいと考え、本申請に至りましたとのことです。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、21,235㎡となります。なお、本申請地につきましては、平成30年9月25日付で譲渡人の〇〇さんから農地の形状変更の届出が提出されておりますが、現在、形状変更が完了しておらず作業中となっております。所有権移転後は、譲受人の〇〇さんが責任をもって、作業を完了させるとのお話をいただいております。

　　続きまして、3番につきましてご説明いたします。議案書の8ページをお願いいたします。申請地は、〇〇

字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は1,295 m<sup>2</sup>です。譲受人は、〇〇の〇〇さん 62 歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん 82 歳です。申請理由は、譲受人においては、隣接農地を所有しており、利便性及び生産性の向上を図るため、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、農業経営の規模を縮小したいため、本申請に至りましたとのことです。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、7,640 m<sup>2</sup>となります。

続きまして、4 番につきましてご説明いたします。議案書の10ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、〇〇で、地目いずれも、台帳、現況ともに畑、面積はそれぞれ 890 m<sup>2</sup>、2,317 m<sup>2</sup>の、合計 3,207 m<sup>2</sup>です。譲受人は、〇〇の〇〇さん 39 歳で、譲渡人は、〇〇の〇〇さん 54 歳です。申請理由は、譲受人においては、農業経営の拡大を図りたいと考え、本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、鳥獣害がひどく、手放したいと考え、本申請に至りましたとのことです。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと、6,431 m<sup>2</sup>となります。また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などがございます。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1 番、2 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 1 番については異議ございません。2 番については現在畑の状態になっていないことから、畑の状態になるまで、監視をしつつということでした承したいと思えます。

議長 3 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 〇〇委員と確認しました。隣接地を所有している方ということで、異議ありません。

議長 4番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 〇〇委員と確認しました。異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第41号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第42号 農地法第5条の規定による許可について上程致します。〇〇委員が当事者となっておりますので、退席をお願いいたします。～ 〇〇委員退席 ～事務局から説明願います。

事務局 はい。議案第42号 農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。1番につきましてご説明いたします。議案書の12ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は98㎡です。譲受人は、〇〇の〇〇さんで、譲渡人は、〇〇の〇〇さん54歳です。所有権移転を伴います進入路への転用申請です。申請理由は、譲受人は所有する隣接地への進入路が狭く、道路を拡幅したいと考え、譲渡人については相手方の要望があったため、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、300m以内に役場富田事務所があることから第3種農地に該当します。また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第42号につきましては、申請通り承認いたします。それでは、〇〇委員に着席して頂きます。～ 〇〇委員着席 ～

続きまして、議案第43号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局から説明願います。

事務局 はい。議案第43号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の14ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は3件、8筆で、7,018㎡となっております。全件が、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行う予定となっております。また、全件が使用貸借権の設定です。続きまして、詳細についてご説明いたします。

1番についてご説明いたします。議案書の15ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇で、現況地目は田、面積は1,768㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん88歳です。令和4年1月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さんを貸付先として予定しております。

続きまして、2番についてご説明いたします。議案書の16ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、〇〇字〇〇、〇〇で、現況地目はいずれも田、面積はそれぞれ、977㎡、1,021㎡、1,219㎡の、合計3,217㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん52歳です。令和4年1月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん69歳を貸付先として予定しております。

続きまして、3番についてご説明いたします。議案書の18ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇、〇〇、〇〇、〇〇で、現況地目はいずれも田、面積はそれぞれ、299㎡、562㎡、567㎡、605㎡の、合計2,033㎡です。借人は、和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん70歳です。令和4年1月1日から6年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さんを貸付先として予定しております。また、書類を精査したところ、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 農地中間管理機構が借受するということから、異議ありません。地図のとおり、進入路がないため、条件的にはそんなに良いところには思いませんでした。

議長 2番につきましては、〇〇地区、3番につきましては〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 2番は塩水が入ってくるところで条件は悪いですが、作っていただけるということで、異議ありません。3番については現在も作っていただいておりますので、異議ありません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第43号につきまして、計画の決定を承認致します。以上で、予定しておりました議案は全て終了致しました。続きまして、その他の事項について、

事務局より報告願います。

事務局      ～白浜町遊休農地対策組織等検討協議会視察報告について  
              ～令和3年度農業委員会委員研修について  
              ～白浜町農業委員会新年会について  
              ～各配布物について  
              （説明）事務局からは以上です。

議長          他に何かご意見はございませんか。

全員          はい。

議長          なければ、次回の委員会につきましては、令和4年1月11日（火）午後1時30分から日置川拠点公民館  
2階 大会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思いますが、い  
かがですか。

全員          異議なし。

議長          以上をもちまして、委員会を閉会致します。どうもありがとうございました。  
楠本会長は、午後2時26分に閉会を宣した。  
閉会終了 午後2時26分

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。